

感染症発生動向調査事業実施要綱新旧対照表

改正後	現行
感染症発生動向調査事業実施要綱 第1 趣旨及び目的 (略) 第2 対象感染症 1 全数把握の対象 (略) 五類感染症（全数） (64) アメーバ赤痢、(65) ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）、(66) カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症、(67) 急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。）、(68) 急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）、(69) クリプトスポリジウム症、(70) クロイツフェルト・ヤコブ病、(71) 劇症型溶血性レンサ球菌感染症、(72) 後天性免疫不全症候群、(73) ジアルジア症、(74) 侵襲性インフルエンザ菌感染症、(75) 侵襲性髄膜炎菌感染症、(76) 侵襲性肺炎球菌感染症、(77) 水痘（患者が入院を要すると認められるものに限る。）、(78) 先天性風しん症候群、(79) <u>多剤耐性緑膿菌感染症</u>、(80) 梅毒、(81) 播種性クリプトコックス症、(82) 破傷風、(83) バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(84) バンコマイシン耐性腸球菌感染症、(85) 百日咳、(86) 風しん、(87) 麻しん、(88) 薬剤耐性アシネトバクター感染症 (略)	感染症発生動向調査事業実施要綱 第1 趣旨及び目的 (略) 第2 対象感染症 1 全数把握の対象 (略) 五類感染症（全数） (64) アメーバ赤痢、(65) ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）、(66) カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症、(67) 急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。）、(68) 急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）、(69) クリプトスポリジウム症、(70) クロイツフェルト・ヤコブ病、(71) 劇症型溶血性レンサ球菌感染症、(72) 後天性免疫不全症候群、(73) ジアルジア症、(74) 侵襲性インフルエンザ菌感染症、(75) 侵襲性髄膜炎菌感染症、(76) 侵襲性肺炎球菌感染症、(77) 水痘（患者が入院を要すると認められるものに限る。）、(78) 先天性風しん症候群、(79) 梅毒、(80) 播種性クリプトコックス症、(81) 破傷風、(82) バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(83) バンコマイシン耐性腸球菌感染症、(84) 百日咳、(85) 風しん、(86) 麻しん、(87) 薬剤耐性アシネトバクター感染症 (略)

改正後	現行
2 定点把握の対象 五類感染症（定点） （89）RSウイルス感染症、（90）咽頭結膜熱、（91）インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、（92）A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、（93）感染性胃腸炎、（94）急性呼吸器感染症（インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）、百日咳、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎を除く。）、（95）急性出血性結膜炎、（96）クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、（97）細菌性髄膜炎（インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。）、（98）新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）、（99）水痘、（100）性器クラミジア感染症、（101）性器ヘルペスウイルス感染症、（102）尖圭コンジローマ、（103）手足口病、（104）伝染性紅斑、（105）突発性発しん、（106）ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、（107）ヘルパンギーナ、（108）マイコプラズマ肺炎、（109）無菌性髄膜炎、（110）メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、（111）流行性角結膜炎、（112）流行性耳下腺炎、（113）淋菌感染症	2 定点把握の対象 五類感染症（定点） （88）RSウイルス感染症、（89）咽頭結膜熱、（90）インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、（91）A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、（92）感染性胃腸炎、（93）急性呼吸器感染症（インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）、百日咳、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎を除く。）、（94）急性出血性結膜炎、（95）クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、（96）細菌性髄膜炎（インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。）、（97）新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）、（98）水痘、（99）性器クラミジア感染症、（100）性器ヘルペスウイルス感染症、（101）尖圭コンジローマ、（102）手足口病、（103）伝染性紅斑、（104）突発性発しん、（105）ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、（106）ヘルパンギーナ、（107）マイコプラズマ肺炎、（108）無菌性髄膜炎、（109）メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、（110）薬剤耐性緑膿菌感染症、（111）流行性角結膜炎、（112）流行性耳下腺炎、（113）淋菌感染症

改正後	現行
(略) 3 (略) 第3 実施主体 (略) 第4 実施体制の整備 (略) 第5 事業の実施 1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第2の(75)、<u>(86)</u>及び<u>(87)</u>）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症 (1) 調査単位及び実施方法 ア 診断又は検案した医師 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第2の(75)、<u>(86)</u>及び<u>(87)</u>）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を届出基準等通知に基づき診断した場合及び当該感染症により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体を検案した場合は、別に定める基準に基づき直ちに最寄りの保健所に届出を行う。当該届出は、感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、最寄りの保健所が定める	(略) 3 (略) 第3 実施主体 (略) 第4 実施体制の整備 (略) 第5 事業の実施 1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第2の(75)、<u>(85)</u>及び<u>(86)</u>）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症 (1) 調査単位及び実施方法 ア 診断又は検案した医師 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第2の(75)、<u>(85)</u>及び<u>(86)</u>）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を届出基準等通知に基づき診断した場合及び当該感染症により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体を検案した場合は、別に定める基準に基づき直ちに最寄りの保健所に届出を行う。当該届出は、感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、最寄りの保健所が定める

改正後	現行
方法により行って差し支えない。 イ～ケ （略） 2 全数把握対象の五類感染症（第2の（75）、<u>（86）</u>及び<u>（87）</u>を除く。） （1）調査単位及び実施方法 ア 診断又は検案した医師 全数把握対象の五類感染症（第2の（75）、<u>（86）</u>及び<u>（87）</u>を除く。）の患者を診断した又は当該感染症により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体を検案した医師は、別に定める基準に基づき診断後7日以内に最寄りの保健所に届出を行う。当該届出は、感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、最寄りの保健所が定める方法により行って差し支えない。 イ～ク （略） 3 定点把握対象の五類感染症 （1） （略） （2）定点の選定 ア 患者定点 定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、都道府県は次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に患者定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関	方法により行って差し支えない。 イ～ケ （略） 2 全数把握対象の五類感染症（第2の（75）、<u>（85）</u>及び<u>（86）</u>を除く。） （1）調査単位及び実施方法 ア 診断又は検案した医師 全数把握対象の五類感染症（第2の（75）、<u>（85）</u>及び<u>（86）</u>を除く。）の患者を診断した又は当該感染症により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体を検案した医師は、別に定める基準に基づき診断後7日以内に最寄りの保健所に届出を行う。当該届出は、感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、最寄りの保健所が定める方法により行って差し支えない。 イ～ク （略） 3 定点把握対象の五類感染症 （1） （略） （2）定点の選定 ア 患者定点 定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、都道府県は次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に患者定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関

改正後	現行
の分布等を勘案して、できるだけ当該都道府県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮すること。 ① 対象感染症のうち、第2の(89)、(90)、(92)、(93)、(99)、(103)から(105)まで、(107)及び(112)に掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）を小児科定点として指定すること。小児科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。この場合において、小児科定点として指定された医療機関は、②の急性呼吸器感染症定点（(89)、(90)、(91)、(92)、(94)、(98)及び(107)の届出を行う定点医療機関をいう。以下同じ。）として協力するよう努めること。 （表略） ② 対象感染症のうち、第2の(89)、(90)、(91)、(92)、(94)、(98)及び(107)については、前記①で選定した小児科定点のうち急性呼吸器感染症定点として協力する小児科定点に加え、内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を内科定点として指定し、両者を合わせた急性呼吸器感染症定点及び別途後記⑤に定める基幹定点とすること。内科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。 （表略） なお、基幹定点における届出基準は、急性呼吸器感染症定点と異なり、第2の(91)及び(98)の入院患者に	の分布等を勘案して、できるだけ当該都道府県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮すること。 ① 対象感染症のうち、第2の(88)、(89)、(91)、(92)、(98)、(102)から(104)まで、(106)及び(112)に掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）を小児科定点として指定すること。小児科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。この場合において、小児科定点として指定された医療機関は、②の急性呼吸器感染症定点（(88)、(89)、(90)、(91)、(93)、(97)及び(106)の届出を行う定点医療機関をいう。以下同じ。）として協力するよう努めること。 （表略） ② 対象感染症のうち、第2の(88)、(89)、(90)、(91)、(93)、(97)及び(106)については、前記①で選定した小児科定点のうち急性呼吸器感染症定点として協力する小児科定点に加え、内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を内科定点として指定し、両者を合わせた急性呼吸器感染症定点及び別途後記⑤に定める基幹定点とすること。内科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。 （表略） なお、基幹定点における届出基準は、急性呼吸器感染症定点と異なり、第2の(90)及び(97)の入院患者に

改正後	現行
限定されることに留意すること。 ③ 対象感染症のうち、第2の(95)及び(111)に掲げるものについては、眼科を標榜する医療機関（主として眼科医療を提供しているもの）を眼科定点として指定すること。眼科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。 （表略） ④ 対象感染症のうち、第2の(100)から(102)まで及び(113)に掲げるものについては、産婦人科、産科若しくは婦人科（産婦人科系）、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号ハ及びニ（2）の規定により性感染症と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、泌尿器科又は皮膚科を標榜する医療機関（主として各々の標榜科の医療を提供しているもの）を性感染症定点として指定すること。性感染症定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。 （表略） ⑤ 対象感染症のうち、第2の(93)のうち病原体がロタウイルスであるもの、(96)、(97)、(106)及び(108)から(110)までに掲げるものについては、対象患者がほとんど入院患者であるため、患者を300人以上収容する施設を有する病院であって内科及び外科を標榜する病院（小児科医療と内科医療を提供しているもの）を2次医	限定されることに留意すること。 ③ 対象感染症のうち、第2の(94)及び(111)に掲げるものについては、眼科を標榜する医療機関（主として眼科医療を提供しているもの）を眼科定点として指定すること。眼科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。 （表略） ④ 対象感染症のうち、第2の(99)から(101)まで及び(113)に掲げるものについては、産婦人科、産科若しくは婦人科（産婦人科系）、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号ハ及びニ（2）の規定により性感染症と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、泌尿器科又は皮膚科を標榜する医療機関（主として各々の標榜科の医療を提供しているもの）を性感染症定点として指定すること。性感染症定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。 （表略） ⑤ 対象感染症のうち、第2の(92)のうち病原体がロタウイルスであるもの、(95)、(96)、(105)及び(107)から(110)までに掲げるものについては、対象患者がほとんど入院患者であるため、患者を300人以上収容する施設を有する病院であって内科及び外科を標榜する病院（小児科医療と内科医療を提供しているもの）を2次医

改正後	現行
療圏域毎に1カ所以上、基幹定点として指定すること。 イ 病原体定点 病原体の分離等の検査情報を収集するため、都道府県は、次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て病原体定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ当該都道府県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮すること。 ① (略) ② アの①により選定された患者定点の概ね10%を小児科病原体定点として、第2の(89)、(90)、(92)、(93)、(99)、(103)から(105)まで、(107)及び(112)を対象感染症とすること。 ③ アの②により選定された患者定点の概ね10%を急性呼吸器感染症病原体定点として、第2の(85)、(89)、(90)、(91)、(92)、(94)、(96)、(98)、(107)及び(108)を対象感染症とすること。なお、急性呼吸器感染症病原体定点の選定に当たっては、小児科定点から10%以上及び内科定点から10%以上を、それぞれ3定点と2定点を下回らないよう選定することとし、法第14条の2第1項に規定する指定提出機関として指定すること。 ④ アの③により選定された患者定点の概ね10%を眼科病原体定点として、第2の(95)及び(111)を対象感染症とすること。 ⑤ アの⑤により選定された患者定点の全てを基幹病原体定点として、第2の(93)のうち病原体がロタウイルスで	療圏域毎に1カ所以上、基幹定点として指定すること。 イ 病原体定点 病原体の分離等の検査情報を収集するため、都道府県は、次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て病原体定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ当該都道府県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮すること。 ① (略) ② アの①により選定された患者定点の概ね10%を小児科病原体定点として、第2の(88)、(89)、(91)、(92)、(98)、(102)から(104)まで、(106)及び(112)を対象感染症とすること。 ③ アの②により選定された患者定点の概ね10%を急性呼吸器感染症病原体定点として、第2の(84)、(88)、(89)、(90)、(91)、(93)、(95)、(97)、(106)及び(107)を対象感染症とすること。なお、急性呼吸器感染症病原体定点の選定に当たっては、小児科定点から10%以上及び内科定点から10%以上を、それぞれ3定点と2定点を下回らないよう選定することとし、法第14条の2第1項に規定する指定提出機関として指定すること。 ④ アの③により選定された患者定点の概ね10%を眼科病原体定点として、第2の(94)及び(111)を対象感染症とすること。 ⑤ アの⑤により選定された患者定点の全てを基幹病原体定点として、第2の(92)のうち病原体がロタウイルスで

改正後	現行
あるもの、<u>(97)</u> 及び <u>(109)</u> を対象感染症とすること。 (3) 調査単位等 ア 患者情報のうち、(2) のアの①、②、③及び⑤（第2の<u>(106)</u> 及び (110) に関する患者情報を除く。）により選定された患者定点に関するものについては、1週間（月曜日から日曜日）を調査単位として、(2) のアの④及び⑤（第2の<u>(106)</u> 及び (110) に関する患者情報のみ）により選定された患者定点に関するものについては、各月を調査単位とする。なお、(2) のアの②により選定された患者定点は、<u>(89)</u>、<u>(90)</u>、<u>(91)</u>、<u>(92)</u>、<u>(94)</u>、<u>(98)</u> 及び <u>(107)</u> については、別に定める届出基準に一致する者として当該患者の総数を「急性呼吸器感染症」として届出を行うほか、<u>(91)</u> 及び <u>(98)</u> については、疾病毎の患者数を届出ることとする。 イ 病原体情報のうち、(2) のイの③により選定された病原体定点は、第2の <u>(85)</u>、<u>(89)</u>、<u>(90)</u>、<u>(91)</u>、<u>(92)</u>、<u>(94)</u>、<u>(96)</u>、<u>(98)</u>、<u>(107)</u> 及び <u>(108)</u> については、1週間（月曜日から日曜日）を調査単位とする。その他の病原体定点に関するものについては、各月を調査単位とする。 ウ 病原体情報のうち、(2) のイの③により選定された病原体定点は、第2の <u>(98)</u> のゲノム解析に関するものについては、各月を調査単位とする。 (4) 実施方法 ア (略)	あるもの、<u>(96)</u> 及び <u>(108)</u> を対象感染症とすること。 (3) 調査単位等 ア 患者情報のうち、(2) のアの①、②、③及び⑤（第2の<u>(105)</u>、<u>(109)</u> 及び (110) に関する患者情報を除く。）により選定された患者定点に関するものについては、1週間（月曜日から日曜日）を調査単位として、(2) のアの④及び⑤（第2の <u>(105)</u>、<u>(109)</u> 及び (110) に関する患者情報のみ）により選定された患者定点に関するものについては、各月を調査単位とする。なお、(2) のアの②により選定された患者定点は、<u>(88)</u>、<u>(89)</u>、<u>(90)</u>、<u>(91)</u>、<u>(93)</u>、<u>(97)</u> 及び <u>(106)</u> については、別に定める届出基準に一致する者として当該患者の総数を「急性呼吸器感染症」として届出を行うほか、<u>(90)</u> 及び <u>(97)</u> については、疾病毎の患者数を届出ることとする。 イ 病原体情報のうち、(2) のイの③により選定された病原体定点は、第2の <u>(84)</u>、<u>(88)</u>、<u>(89)</u>、<u>(90)</u>、<u>(91)</u>、<u>(93)</u>、<u>(95)</u>、<u>(97)</u>、<u>(106)</u> 及び <u>(107)</u> については、1週間（月曜日から日曜日）を調査単位とする。その他の病原体定点に関するものについては、各月を調査単位とする。 ウ 病原体情報のうち、(2) のイの③により選定された病原体定点は、第2の <u>(97)</u> のゲノム解析に関するものについては、各月を調査単位とする。 (4) 実施方法 ア (略)

改正後	現行
イ 病原体定点 ①・② (略) ③ (2)のイの②により選定された病原体定点においては、第2の(89)、(90)、(92)、(93)、(99)、(103)から(105)まで、(107)及び(112)の対象感染症のうち、患者発生状況等を踏まえ都道府県等においてあらかじめ選定した複数の感染症について、調査単位ごとに、概ね4症例からそれぞれ少なくとも1種類の検体を送付するものとする。 ④ (2)のイの③により選定された病原体定点においては、(2)のアの②により選定された患者定点にて探知された症例から採取し、調査単位ごとに、送付するものとする。検体の選定法については、原則、(2)のイの③により選定された病原体定点の営業日のうち週ははじめから数えて第2営業日に収集された、はじめの5検体を目標に提出するものとする。なお、第2の(98)のゲノム解析で用いる検体は地方衛生研究所で選定するため、(2)のイの③により選定された病原体定点で区別し送付する必要は無い。 ウ・エ (略) オ 地方衛生研究所等 ①～③ (略) ④ 第2の(98)については、(省略) カ～ケ (略) 4・5 (略)	イ 病原体定点 ①・② (略) ③ (2)のイの②により選定された病原体定点においては、第2の(88)、(89)、(91)、(92)、(98)、(102)から(104)まで、(106)及び(112)の対象感染症のうち、患者発生状況等を踏まえ都道府県等においてあらかじめ選定した複数の感染症について、調査単位ごとに、概ね4症例からそれぞれ少なくとも1種類の検体を送付するものとする。 ④ (2)のイの③により選定された病原体定点においては、(2)のアの②により選定された患者定点にて探知された症例から採取し、調査単位ごとに、送付するものとする。検体の選定法については、原則、(2)のイの③により選定された病原体定点の営業日のうち週ははじめから数えて第2営業日に収集された、はじめの5検体を目標に提出するものとする。なお、第2の(97)のゲノム解析で用いる検体は地方衛生研究所で選定するため、(2)のイの③により選定された病原体定点で区別し送付する必要は無い。 ウ・エ (略) オ 地方衛生研究所等 ①～③ (略) ④ 第2の(97)については、(省略) カ～ケ (略) 4・5 (略)
第6 費用 (略)	第6 費用 (略)

改正後	現行
第 7 実施時期 この実施要綱は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。ただし、病原体情報及び病原体定点に関する項目については、各都道府県等において実施可能となり次第、実施することとして差し支えない。 この実施要綱の改正は、平成 1 4 年 1 1 月 1 日から施行する。 (中略) この実施要綱の一部改正は、令和 5 年 5 月 2 6 日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、令和 5 年 9 月 2 5 日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、令和 7 年 4 月 7 日から施行する。 <u>この実施要綱の一部改正は、令和 8 年 4 月 6 日から施行する。</u>	第 7 実施時期 この実施要綱は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。ただし、病原体情報及び病原体定点に関する項目については、各都道府県等において実施可能となり次第、実施することとして差し支えない。 この実施要綱の改正は、平成 1 4 年 1 1 月 1 日から施行する。 (中略) この実施要綱の一部改正は、令和 5 年 5 月 2 6 日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、令和 5 年 9 月 2 5 日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、令和 7 年 4 月 7 日から施行する。